

福岡県公報

平成二十九年七月四日
第三千九百六号
増刊
①

目次

選挙管理委員会

○公職選挙法及び同法施行令等の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部を改正する告示

(市町村支援課) …………… 一

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第六十五号

公職選挙法及び同法施行令等の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年七月四日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

公職選挙法及び同法施行令等の規定による選挙運動及び政党その他の政治

団体の政治活動に関する規程の一部を改正する告示

公職選挙法及び同法施行令等の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程(昭和三十年一月二十五日福岡県選挙管理委員会規程第四十一号)の

一部を次のように改正する。

第二十三条第二項中「所属の政党、その他の政治団体の名称、並びに」を削る。

第十五号様式を次のとおり改める。

選挙公報掲載文原稿用紙

受付年月日	年 月 日
受付番号	NO.

第十五号様式

備考

原稿用紙の規格は、選挙の都度、県の委員会が定める。

	写真掲載欄
	氏 名

選挙

候補者氏名

--	--

附 則
この告示は、公布の日から施行する。